

前文

平成12年4月に地方分権一括法が施行され自治体の権限移譲がすすみ、自治体?の責務がより拡大をしてきた中で、二宮町も自己責任で住民福祉の増進を図り、まちづくりを総合的に実施するよう地方分権型への転換が図られてきた。二宮町は少子高齢化や人口減少傾向など課題を抱えながら、二宮町の特徴を生かした個性ある自立したまちづくりが求められている。

主権者である町民の信託を受けた議員と町長が二元代表制の下で、それぞれ特性を生かし、適切な緊張を維持して、町民の意思を反映した最良の決定に導く使命が課せられている。

議会は、執行機関に対する監視及び評価の機能を持ち、原則としてすべての事務に権限が及ぶなどその責任と役割は重大である。また、町の課題を常に把握し、多様な民意がある中で、政策立案及び政策提言を積極的に行うことが求められている。常に変化する時代背景の中で議会の役割を十分に果たし、また機能が十分発揮されるためには、議会の公正性と透明性の確保はもとより、論点、争点を町民にわかりやすくして、より多くの民意を反映した討議と議決ができるように工夫しなければならない。二宮町議会は、請願・陳情説明、議会だよりの発行、議会や委員会の公開町民への傍聴許可、議会のテレビ放映等で町民に開かれた議会を目指してきたが、個々の議員が自覚と見識を持ってさらなる議会改革をすすめる決意のもとで、町民の負託に応えるべく的確な議会運営を目指して、ここに議会基本条例を制定する。

目的

この条例は、議会運営及び議員に係る基本事項を定め、町政の情報公開と町政への町民参加を基本として、公正で民主的な町政の推進により、二宮町の福祉の向上・豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

前回議論のポイント

1. 3部構成。平易な文章である。
 - ①まちづくり(時代背景を入れた原点に戻るべきもの)
 - ②元代表制
 - ③議会運営のしかた
2. 地方分権一括法までの経緯を説明する
3. 「町づくり」→「まちづくり」で統一
4. 少子高齢化 人口減少問題は時代背景とともに条例改正
5. 「協働」はそれぞれが多様な思いを持ちあいまいなため、載せなかった
6. 「積極的に行うことが求められている」という表現は、時代背景の中でどうあるべきか、を表現したもの。
7. 目的文について、前文と同じ内容にするか、前文と違う内容にするか。

議会基本条例にあると良いと思う条例項目・正副案

→委員全員で項目列挙

→優先順位をあげて議論すべき重点項目を挙げる

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2章 議会及び議員の活動原則(使命と政治倫理)

第1条 議会の活動原則

第2条 議員の活動原則(責務)

第3条 会派

第3章 町民と議会との関係

第1条 町民参加と町民との連携(協働)

第2条 会議の公開

第3条 議会報告会

第4条 一般会議

第5条 通年議会

第6条 日曜議会

第4章 議会(及び議員)と町長等(行政)との関係

第1条 議会と町長等(等執行機関)との関係

第2条 町長による政策形成過程の説明

第3条 予算・決算における政策説明(の形成。の資料作成。)

第4条 1問1答方式・・・反問権

第5条 議決事件の拡大

第6条 文書質問

第5章 自由討議(の保障・拡大)

第1条 自由討議による合意形成

第2条 政策討議

第6章 委員会等の適切な運営

第1条 委員会の活動

第7章 政務調査費

第8章 政治倫理・身分・待遇

第9章 評価・見直し